

役員並びに評議員の報酬及び費用等に関する規程

制定：平成 18 年 4 月 1 日（規程第 9 号）

改正：平成 22 年 4 月 1 日

改正：平成 29 年 4 月 1 日

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人木曾町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬及び費用等に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 18 条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 6 条に基づき設置される者をいう。
- (3) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

（役員の勤務）

第 3 条 会長は、非常勤とする。

- 2 常務理事は、常勤とする。
- 3 副会長及び常務理事以外の理事は、非常勤とする。
- 4 監事は、非常勤とする。

（報酬の額の決定）

第 4 条 本会の常勤役員及び非常勤役員の定例報酬月額は、別表第 1 の金額の範囲内で会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

（報酬等の支給）

第 5 条 本会は常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬及び通勤手当を支給することができる。

- 2 常勤役員及び非常勤役員の報酬は、別表第 1 に定める金額の範囲内とする。
- 3 評議員に対する費用は、別表第 1 に定める額とする。
- 4 行政機関の役職員等会長が認めた者については、第 1 項に定める報酬及び通勤手当は支給しない。

(報酬の支払方法)

第6条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第7条 会長の報酬は、その月の月額的全額を毎月16日までに支給する。

2 会長以外の役員等の報酬は、その月の月額的全額を翌月16日までに支給する。

3 支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日までに支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等が業務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、社会福祉法人木曾町社会福祉協議会旅費要綱（平成18年要綱第2号）の規定に準ずるものとする。

3 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができるものとし、その計算方法は職員給与規程の規定に準ずるものとする。

4 通勤手当の月額は、実費額とする。

5 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

(日割計算)

第9条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(退職金)

第 11 条 役員及び評議員の退職金は、支給しないものとする。

(公表)

第 12 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 13 条 この規程の改正は、理事会の議決を経、評議員会の承認により行うものとする。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

別表第 1

役職等		報酬等の上限額
非常勤役員	会長	年額 600,000 円までの範囲内
	その他の役員	会議等への出席の都度、 ① 日当として、1 人一律 2,000 円 ② 交通諸経費として自宅から会議場所までの交通費、 1 kmあたり 30 円
評議員		会議等への出席の都度、 ① 日当として、1 人一律 2,000 円 ② 交通諸経費として自宅から会議場所までの交通費、 1 kmあたり 30 円

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。